関西自然保護機構会報16(2)：137－140，1994

植物種保護の諸問題

神戸大学理学部　角野康郎

SOME PROBLEMS ON THE CONSERVATION OF ENDANGERED PLANTS IN JAPAN

Yasuro KADONO *Department of Biology, Faculty of Science, Kobe University.*

はじめに

種の保存法に関する植物の取り組みは，動物の場合と比べてずいぶんと遅れている。指定種を選定する段階で6種が候補に挙がったが，実際に指定された種はわずか2種に過ぎなかった。しかも，指定種ははなはだ特殊なもので，これらの種に話題を限定すると，他の多くの植物種が直面している問題を見過ごすことになる。そこで，今回は植物全体の状況を視野に入れながら，種の保存法と絶滅危惧植物の保全に関連する問題を考えてみたい。

その前に，絶滅危惧植物種の現状について，簡単に復習しておく。1989年のレッドデータブックで日本の植物の17%，895種が絶滅の恐れのある種としてリスト・アップされた。宅地造成や河川改修など人間による開発行為と園芸目的の採集が，これだけ多くの種を絶滅の危険性にさらす主要なふたつの原因であった。特に開発行為によって，多様な環境に適応してきた植物たちの生育環境が急速に失われている実態が明かになった。湿原・湿地や湖沼などの水域に，多くの絶滅危惧種が集中しているという事実は，そのことの一端を示している。このような開発行為による生育環境の破壊だけではなく，逆に人間が何も手を加えなくなったために環境が変化し，遷移の途中相の種が消滅するという問題もクローズアップされている。こういう実態を踏まえた上で，保全に対する取り組みを考えなければならない。

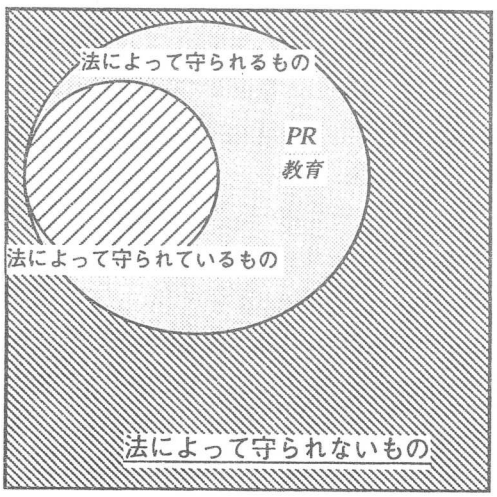
種の保存法の限界

種の保存法の指定種を選定する段階で，レブンアツモリソウ，アツモリソウ，ムニンノボタン，ハナシノブ，アサヒエビネ，キタダケソウの6種が指定候補種に挙がった。このうち関連省庁との調整の結果，レブンアツモリソウとキタダケソウの2種のみが特定国内希少野生動植物として指定されることになった。この両種は，それぞれ北海道の礼文島と南アルプス北岳に分布が限定され，個体数も限られているものである。保護の緊急度から言えば，これらの種がまず指定されたということは当然のことと評価できる。しかし，今までに指定種の候補に名の挙がった種も含めて考えてみても，ほとんどの種が園芸用の採集，いわゆる盗採（盗掘）によって絶滅の危機にさらされているものであり，生育地も山地が中心である。開発によって生育環境が危機にさらされている種や，湿地や水域の種に対しては，まだほとんど取り組めていない状態である。そのような意味で，法による保全はまだ端緒についた段階に過ぎない。

ところで，植物種の保全について法律はどこまで有効かという問題であるが，法律をつくれば守られるといった幻想を抱くべきではない。まず種

の保全と法的な規制の関係を整理しておこう。図1に示したように，問題の性格によって法によって守られるものと法によっては守り得ないものがあるだろう。いくら法律を作っても種の保全には無力である場合が存在することは事実であり，このような場合は法律が不備だとか環境庁がだらしないといっても仕方がない。別の方策を考えなければならない。また，法によって守られるはずの対象でも，実際に法律が存在することによって守られているものと現実には守られていないものが存在しよう。私たちが直面している絶滅危惧種の問題が，この中のいずれのカテゴリーにあたるのか見極める必要がある。

まず法規制をしっかりやることで保全が期待できるケースは，園芸目的の採集が絶滅の主な要因になっている種の場合であろう。実際，現在の指定種の選定は，ここに重点があるように思える。採集や販売に法の網をかけることで盗採防止に一定の効果が期待されるので，今後，種の指定を順次ふやしてゆくことが望まれる。しかし，ひとつの問題は，いったいどのような種が，その指定種



危険性の原因

図1　法律と種の保全の関係．危険性の原因により，法律が有効な場合と無力な場合がある．

になっているのか一般にはほとんど知れ渡っていないことである。これは多分動物でも同じで，例えばベッコウトンボは法律で採ってはいけないということになっていても，一般にはほとんど周知していない。植物の場合は推して知るべしである。やはりしっかりとPRする必要がある。

もうひとつの問題点は，盗掘者は確信犯だということである。絶滅危惧種の問題に対する関心の高まりとともに，業者の間でも山採りではなく栽培によって繁殖させた株を販売する動きがあるが，中国など外国で山採りした植物が多数出回っている種もある。国内でも違法を承知の盗掘がなくなるとは思えない。こういう状況に対しては，罰則を強化すればよいという意見もあろうが，「採ってはいけない」，「売ってはいけない」という禁止事項を押しつけたり罰則を強化するだけでなく，世論形成やモラルの向上につながるようなさまざまな活動，とくにこれからの時代をになう若い世代に対する教育がひとつの課題である。少し時間はかかるかもしれないが，採集や販売に対する規制は，もっとも法に馴染みやすい問題なので，今後，PRや教育への取り組みとともに，適切な運用がなされることを期待したい。

生育環境の保全の問題

次は生育環境消滅の問題に，法がどのように立ち向かえるかということである．

宅地やゴルフ場などの造成，ため池や湿地の埋立て，水田の圃場整備事業などの開発行為は，今までそこに暮らしてきた動植物から生活の場そのものを奪うものであり，レッドデータブックにリストされた種の40%あまりが絶滅の危険性にさらされている原因である。しかし，一方，もしそのような開発行為が行なわれなければ，種の消滅も防げるわけで，生物のことは顧慮せず開発を進めるか，あるいは種の保全を図るかは，私たちの社

会が選択可能な問題である。このような場合，開発を規制し生育環境の保全を義務付ける「種の保存法」ができれば，法によって種を保全できることになる。現実にはさまざまな障害があるにしても，私たちの意思と早急な対応で，種の保全の道を選択できるわけで，今後，世論の喚起や行政への働きかけが求められる。

しかし，生育環境の保全の問題は根が深く，法によっては対応できない側面もある。例えば，レッドデータブックの表紙に使われ絶滅危惧種のシンボルともなっている水生植物のオニバスは，今までに記録された全国約300ケ所ほどの産地の多くで消滅し，残された産地も将来を楽観できるところはほとんどないという状態である。消滅や生育状況の悪化の原因は，水域の埋立，不適切な改修工事，水質汚濁の進行とさまざまである。埋立や改修工事に対しては法的な規制もかけられようが，富栄養化が進みアオコが発生してオニバスが消滅する現場をみると，このような環境悪化の問題に種の保存法がまったく無力と考えられるケースが少なくない。産業廃水や家庭排水の流入というふうに汚濁源を特定できる富栄養化ではなく，例えば汲み上げている地下水の富栄養化が原因で自生地の富栄養化が進行する場合，当該地域の人口の急増こそが根本的な原因であり，保存法の射程をそこまで拡大することは不可能である。

種の絶滅をなぜ防がなければならないかという考え方のひとつに，動物や植物が姿を消してゆくような環境は人間にとっても好ましいものであるはずがない，つまり生物の危機は人間の生態系が危機的状態にあることへの警鐘であるという主張がある（カナリヤ主義）。このケースはまさにこれにあたり，オニバスの消滅は，その地域の生活環境の悪化への警鐘と受けとめなければならない。このような環境の悪化あるいは劣化という問題は，実は，いま日本のいろいろな環境で顕在化しつつある。生物種の絶滅の問題は，実は動物や植物の問題ではなく人間自身の問題なのである。このような性質の問題を，法律に頼って守ってもらおうとすることは問題のすりかえにもなりかねない。

生育環境消滅のもうひとつの原因は，人間の生活の変化である。キキョウやオミナエシなど秋の七草に入るような種は，かつての農村では普通の植物であった。これらの種は，先のレッドデータブックにはリストされていないものの，現在検討中の改訂版には入るかもしれないという状況にある。草地の草刈りなどが日常的に行なわれることによって維持されていた種が，草刈りが行なわれなくなったことが原因で，どんどん減少するという事態が起こっている。薪炭林として利用されていた里山の遷移の進行も同様の問題を引き起こしている。つまり人間が何もしなくなったことで消滅の危機に瀕している種があるということである。このように誰が悪いというのでもなく，人間の暮らしが変わったことで生じている問題にどう対応するか，二次的自然の維持ということもひとつの課題である。こういう問題まで視野に入れなければ植物種の保全は片手落ちになる。

そこで，生育環境を保全するための法の整備という問題が出てくるが，今のわずかな例からもわかるように，想定しなければならない状況は千差万別である。何らかの開発規制をかけるというのは，それが実現しても問題の一部を解決したことにしかならない。状況に応じた，もっと積極的な生育環境保全の取り組みが求められる所以である。

最近の状況で気になること

最後に，規制ばかりでは状況の変化についてゆけないのではないかということにふれたい。そのことを強く感じる例が，今，全国各地で作られているいわゆる親水公園である。こういうものが流行し始めたきっかけは，建設省が唱えた河川改修

の際の近自然工法あるいは多自然型川づくりであろう。これは自然と人間との共生を図るために「生物の良好な生育環境に配慮する」ということを歌い文句に行なわれている事業である。しかし，現実には，このような工事が，種の保全に役だっている例はまず無いといっても過言ではない。自然の復元と称して行なわれている事業や「ビオトープ」というものも，多くの場合同様である。多自然型川づくりが行なわれた場所から，今までそこに暮らしていた動物や植物たちが姿を消し，かわって環境の撹乱に適応した帰化植物ばかりが幅をきかせるようになる現場を見ていて，私は，これを究極の自然破壊，日本の自然にとどめを刺す行為ではないかとすら思う。

しかし，これは建設省が行なっているから悪いという問題ではない。目指すものは間違っていない。やり方が悪いのである。工法論や，その背景にあるべき生態学的配慮についてはここではふれない。ここで私が言いたいのは，世の中のほうも急速に動いているということである。以前のような保護か開発かといった対立の構図では，対処できない状況が生じている。「開発」側の姿勢もずいぶんと変化している。建設省が環境庁のお株を奪うようなスローガンを掲げて動き始めたのは，象徴的である。しかし，生育環境の保全とはどういうことかについてのコンセンサスがないために，憂慮すべき状況が起こっている。それが現在の状況であろう。この問題の答は保全生物学の研究の中から出されるものであろうが，世の中の関心が環境や種の保全に向き始めているとき，環境庁や学会が遅れをとってはならない。もっと先見の明をもって指導力を発揮することが期待される。

おわりに

種の保存法で植物の絶滅危惧種を救うためには，やはり生育環境の保全の問題にしっかり取り組まなければならない。そして，その手段として法体系の整備も大事であるが，あれはしてはいけない，これもしてはいけないといった規制の法律を作るだけでなく，現在の状況にもっと柔軟に対応して環境庁が指導力を発揮したり，あるいは市民やNGOの意見を行政の中にとりこめるような制度を充実させることが必要であると思う。